

一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会 基本財産管理規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会（以下「当法人」という）において、財産の取得、維持、保存及び運用（以下「管理」という）並びに処分についての必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 定款に定めのあるものを除き、基本財産の管理及び処分についてはこの規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で「基本財産等」とは、理事会で基本財産とすることを議決した財産、または設立日以後に基本財産として寄付された財産のことをいう。

(管理責任者)

第4条 基本財産等の管理責任者は代表理事とする。

(基本財産等の管理方式)

第5条 基本財産等のうち、原則現金は確実な銀行に預け入れ保管するものとする。

2 便宜上、或いはやむを得ない事情により手元で現金を管理する場合は、複数の会計担当理事で管理しつつ、都度その状況を理事会に報告する。

(基本財産の処分)

第6条 当法人の基本財産にあつては当法人の経営・収支状況に照らし、やむを得ないと認められる理由がある場合に限り処分または担保に提供することができる。

2 前項の処分または担保提供については、理事会において議決に加わることの出来る理事の3分の2以上の議決を得なければならない。（一般社団法人法準拠）

(理事会の関与)

第7条 基本財産の管理運用方法については、毎事業年度ごとに理事会の議決により定め、代表理事はその議決された方法に従い管理運用を行うものとする。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は理事会の決議による。

附則 この規程は、平成29年4月3日から施行する。